

倉敷市立西中学校後援会規約

第1章 総 則

第1条 この会は倉敷市立西中学校後援会といい、事務局を同校内に置く。

第2条 この会は西中学校の学区内に居住し、中学校教育に理解と協力をしていただける人をもって組織する。

第2章 目 的

第3条 この会は学校と地域が協力して、健全な学校教育の推進をはかることを目的とする。（P T A活動と密接な連携を保って運営する。）

- (1) 教育環境の整備と改善
- (2) 生徒の課外活動（部活動）の推進とその充実
- (3) その他本会の目的を達成する必要事項

第3章 役割と任務

第4条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名……………会務を総括する。
- (2) 副会長 1名……………会長を補佐する。
- (3) 常任委員 3名程度……………会長の指示を受け会務を処理する。
- (4) 監査 2名……………経理、事務を監査する。
- (5) 本会に、顧問を若干名おくことができる。

※ 会計・事務 …………… 役員会で委嘱する。

第5条 役員の任期は1か年とする。但し、再選を妨げない。

第4章 会 議

第6条 総会は毎年1回開く。
予算、決算の承認、会務報告と承認、規約変更等P T A総会時に行う。

第7条 役員会は必要あるときに開く。

第5章 会 計

第8条 この会の経費は次の（1）および（2）をもってあてる。
（1）新入会員の入会費
会費は役員会で審議し、総会の承認を得て決定する。
（2）P T A会計等からの繰入

第9条 この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

本会則は昭和55年4月1日より実施する。
本会則は平成15年4月28日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は平成19年4月27日総会において一部を改正し、平成20年1月から施行する。
本会則は平成24年5月2日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は平成27年4月28日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は平成30年4月27日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は令和 4年4月23日総会において一部を改正し、同日より施行する。
本会則は令和 6年5月2日総会において一部を改正し、同日より施行する。

令和7年度 後援会役員					
顧 問	藤井素良 中島光浩				
会 長	吉川 信 一				
副 会 長	上原 浩 一 郎				
常任委員	板谷賢祐	齋藤靖知	福田広美	古家めぐみ	森永睦子
監 査	大森美子	林佳代			